

上野南部地区住民自治協議会規約の一部改正

下記のとおり、規約の一部を改正する。

改正前

上野南部地区住民自治協議会規約

第7条(役員) 協議会に次の役員を置く。

理事(正副会長、会計、自治会長の互選による3名、事務局長)
部会長9名

第13条(実行委員会) 2. 実行委員会に次の部会を置く。

- (1) 生活安全部会
- (2) 広報部会
- (3) 健康スポーツ部会
- (4) 自治会部会
- (5) 教育文化部会
- (6) 環境・美化部会
- (7) 民生福祉部会
- (8) 防災部会
- (9) 女性部会

改正後

上野南部地区住民自治協議会規約

第7条(役員) 協議会に次の役員を置く。

理事(正副会長、会計、運営委員の互選による3名、事務局長)
部会長11名

第13条(実行委員会) 2. 実行委員会に次の部会を置く。

- (1) 生活安全部会
- (2) 広報部会
- (3) 健康スポーツ部会
- (4) 自治会部会
- (5) 教育文化部会
- (6) 環境・美化部会
- (7) 民生福祉部会
- (8) 防災部会
- (9) 女性部会
- (10) 南部きらきら部会
- (11) 南部ときめき部会

附則

この規約は、平成30年4月26日から施行する。